

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第113号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の所管に属する教育機関（学校及び図書館を除く。）の項中「及び図書館」を削り、同表図書館の項を削る。

別表第2環境政策局の項中

「

循環型 社会推 進部	循環企画課	調査係長
	事業ごみ減量推進課	企画係長
	まち美化推進課	調査係長
	廃棄物指導課	規制係長

を

「

循環型 社会推 進部	循環企画課	調査係長
	まち美化推進課	調査係長
事業系	廃棄物対策室	企画係長

に改め、同表行

「

財政局の項中

輸送課	管理係長
総務事務センター	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

」

	庁舎管理課	庁舎管理係長
	総務事務センター	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
サービス事業推進室		企画係長

に、「給与課」を

「給与安全衛生課」に、「財源企画係長」を「調整係長」に、

芸術大 学	事務局	総務課	事務係長
		整備改革 推進課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
		企画広報 課	企画広報係長
		教務学生 課	学生係長
		附属図書 館・芸術 資料館事 務室	資料係長

を

芸術大学事務局	整備改革 推進室	庶務係長（行財政局長が別に定める事務に係るものにあつては、広報係長）
	教務学生 支援室	学生支援係長（行財政局長が別に定める事務に係るものにあつては、事業推進係長及び資料係長）

に改め、同表文

「  
化市民局の項中

サービス事業課 企画係長 を

「

くらし安全推進課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
----------	---------------------

に改め、「市民総合相談

課」を「消費生活総合センター」に改め、同表産業観光局の項中「金融支援係長」を「調整係長」に改め、同表保健福祉局の項中

「

中央保護所	所長
-------	----

 及び

「

醍醐和光寮引継事務所	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
------------	---------------------

を削り、同表都

市計画局の項中「指導係長」を「審査係長」に、「管理指導課」を「住宅管理課」に改め、同表北区役所、上京区役所、中京区役所及び西京区役所の項、左京区役所、山科区役所、下京区役所、南区役所及び伏見区役所の項、東山区役所の項、右京区役所の項、西京区役所洛西支所及び伏見区役所深草支所の項及び伏見区役所醍醐支所の項中

「

管理係長	を	市民税係長	に改め、同表
------	---	-------	--------

教育委員会事務局の項中

「

教職員給与課及び教職員人事課	教職員給与課福利係長
----------------	------------

 を

」

教職員給与課	福利係長
教職員人事課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

に、

学校指導課及び開晴 小中学校教育企画推進室	学校指導課企画係長
総合育成支援課	総合育成支援係長

を

学校指導課	企画係長
総合育成支援課及び 白河総合支援学校分校開設準備室	総合育成支援課総合育成支援係長

に改め、同表教育委員会

の所管に属する教育機関の項中

総合教育センター	研修課庶務係長
----------	---------

を

総合教育センター	指導室	研修課, 研究課及 びカリキ ュラム開 発支援セ ンター	研 修 課 庶 務 係 長
		教員養成 支援室	庶務を担当する担当課長補佐又 は担当係長
	学校統合推進室及び 東山区南部小中一貫 校開設準備室		学校統合推進室計画課計画係長

に改め,

生涯学 習総合 センター	総 務 課	管 理 係 長
	事 業 課	事 業 係 長
	視 聴 覚 課	視 聴 覚 係 長
	分 館	副 館 長
図書館	図 書 課	業 務 係 長
	分館及び久世ふれあ いセンター図書施設	副 館 長

を削る。

### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(会計室)